



第21回東京湾ヨットレース2015 (東京湾帆走会) 帆走指示書

主催 東京ヨットクラブ (TYC)

後援 東京夢の島マリーナ

協力 スバル興業株式会社

1. 適用規則

- 1.1. セーリング競技規則2013-2016 (以下、「RRS」と略する。)
- 1.2. JSAF外洋レース規則2009
- 1.3. 当レース特別規定
- 1.4. 本帆走指示書
- 1.5. 実施要項と帆走指示書の間に矛盾が生じた場合は本帆走指示書を優先する。

2. 責任の所在

- 2.1. 参加艇とその乗組員の安全に関する全ての責任は各艇にあるものとする。
- 2.2. 当レースの主催者および運営は、参加艇や乗組員の事故 (死亡、傷害、沈没、破損等) および、参加艇や参加者によって引き起こされた第三者に対する事故 (死亡、傷害、沈没、破損等) に対して一切の責任を負わない。
- 2.3. 参加艇がスタートするか否か、また帆走会を続行するか否かの判断は各艇が行うものであり、当帆走会の主催者および運営は一切の責任を負わない。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1. 帆走指示書の変更がある場合は艇長会議にて行う。
- 3.2. 海上での変更は、本部船にL旗を掲げ、口頭及びホワイトボードにて通告する。

4. 帆走会日程

- 4.1. エントリー 8月15日 (土) までに、事前提出書類を東京夢の島マリーナへ提出
- 4.2. 支払期限 8月14日 (金) までに振込 (エントリーフォーム参照)
- 4.3. 出艇申告 8月22日 (土) 16時00分～16時30分 保田漁港 (ばんや)
- 4.4. 艇長会議 8月22日 (土) 16時30分～17時00分 保田漁港 (ばんや)
- 4.5. 保田MT 8月22日 (土) 17時00分～20時00分 保田漁港 (ばんや)
- 4.6. 帆走会 8月23日 (日) 07時00分から艇別に順次スタート
- 4.7. 表彰式 8月23日 (日) 17時30分以降、東京夢の島マリーナアトリウム
(尚、参加艇の帰港が遅い場合は、9月8日 (日) 第6戦の表彰式と一緒にを行う場合あり)

5. 出艇申告

- 5.1. 参加艇は当該レースの艇長会議が始まるまでに、保田ばんやに設置する帆走会本部に必要な書類と帆走会参加者名簿を提出し、リコールナンバーが記載されたクラス旗を受け取ることで出艇申告とする。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとしリコールナンバーが記載される。

レースクラスA	: ブルー	旗
レースクラスB	: グリーン	旗
レースクラスC	: イエロー	旗
クルージングクラス	: ピンク	旗

参加艇は出艇申告で受け取ったクラス旗を、バックステー等の視認しやすい場所に掲揚する。

7. 帆走会コース

- 7.1. 保田漁港沖スタート(注1)⇒浦賀水道航路東側(注2)⇒第一海堡・第二海堡間⇒木更津沖・中ノ瀬航路東側(注3)⇒アクアライン橋脚下(注4)⇒東京ディズニーシー沖近辺フィニッシュ(レースコース約30マイル)
- 7.2. (注1) スタートから保田漁港沖の定置網2を右舷に見て通過し、定置網2とその東側沿岸の間は航行禁止とする。
- 7.3. (注2) 浦賀水道航路北航側の浮灯標No.2、No.4および第二海堡西端を結ぶ線の東側。
- 7.4. (注3) 第二海堡西端、中ノ瀬航路の浮灯標No.2、No.4、No.6、No.8を結ぶ線の東側。
- 7.5. (注4) 海ほたるから7番目の橋脚と8番目の橋脚の間を北行すること。
- 7.6. (注5) 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路内並びに東京湾アクラライン東水路および付近海域への進入・航行を禁止する。尚、この航行禁止区域は連続した障害物とする。
- 7.7. 上記(注1～5)について違反した艇には「RRS60.2」により抗議できる。

8. 海上エントリー

- 8.1. 本帆走会では海上エントリーを行わない。
- 8.2. 前日の出艇申告を行った艇で、帆走会参加を取りやめる艇は、必ず海上本部艇専用電話宛て、帆走会に参加しないことを連絡すること。
- 8.3. 帆走会参加艇のすべての競技者は、衣類または個人装備を一時的に着替えたり整えたりする間を除き、ライフジャケットまたは、その他の適切な個人用浮揚用具を着用していなければならない。帆走会中に競技者がこれを履行していない場合はレース委員会より抗議される。
個人用浮揚用具のウエストベルト式については着用しているとは認めない。

Y旗



P旗



L旗



9. スタート

- 9.1. スタートラインは、保田漁港から北西約2マイル付近に設置する。
- 9.2. スタートラインは、保田漁港から北西沖合に対してP旗を掲げた本部船を右舷に見て、本部船から270°マグネットライン方向50m以内の見通し線とする。
- 9.3. スタートラインの位置を変更する場合は、本部船にL旗を掲げ通告し、本部船に続いて新しい地点へ移動する。
- 9.4. スタートは各艇別にあらかじめ定められた時間以降にスタートラインを横切ることによってスタートとする。予告信号、クラス旗は掲揚しないかわりにスタート時間毎に音響1声を鳴らす。
(RRS26、27、付則A4の変更)

10. リコール

- 10.1. 個別リコール でコール艇があった場合は、本部船に音響1声を鳴らす。
- 10.2. リコールを解消しなかった艇は、失格に代わる罰則として所要時間に対し10%のタイムペナルティを課す。
(RRS 29の変更)

11. フィニッシュ・ライン

- 11.1. フィニッシュラインは、浦安沖灯標の南側0.5マイル近辺に錨泊するTYCエンサイン旗を掲げた本部船またはマークボートを右舷に見て、本部船から270° マグネットライン方向50m以内の見通し線とする。尚、気象状況によっては、海ほたる寄りにフィニッシュラインを設置する場合もある。

12. 航行の注意

参加艇は以下に対し、細心の注意をはらい航行すること。本項に違反した艇はレース委員会により抗議される

- 12.1. 保田沖定置網
- 12.2. 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路内の進入・航行禁止
- 12.3. 金谷港へのフェリー航路での操船注意。
- 12.4. 第一海堡周辺の水深（沿岸への近付き過ぎに注意）
- 12.5. 木更津の盤州鼻
- 12.6. 東京湾アクラライン橋脚下通過時における橋梁標
- 12.7. 東京湾アクラライン東水路の進入・航行禁止
- 12.8. 東京湾内を航行する本船（常に前後及びリーサイドのワッチを怠らないこと・本船を避けること）

13. エンジンの使用

- 13.1. 帆走会参加艇は帆走中に動力としてのエンジンの使用は認められない。
- 13.2. 落水者救助、遭難艇（船舶）救助、他の船舶との衝突回避（緊急避難）、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対処するためにエンジンを使用することができる。（RRS 42.3(h)参照）
- 13.3. エンジンをすみやかに使用出来なかったことは、7条及び13条各項の義務に対する免責とはならない。
- 13.4. エンジンを使用した場合には、その状況（使用した目的・時間・場所等）について、フィニッシュ後帆走会本部に速やかに報告しなければならない。

14. タイム・リミット

- 14.1. タイムリミットは、浦安沖灯標南側又は海ほたる寄り近辺16時30分もしくは最初のフィニッシュ艇から2時間のどちらか早い方とする。

15. ロールコール

- 15.1. 帆走会参加艇は、海ほたる橋脚を通過したら、陸上本部専用電話にロールコールを入れること。
- 15.2. 帆走会参加艇は本部から、自艇の位置・状況等について問い合わせを受けた場合に備え、申請した通信手段の電源を入れ呼び出しが聞こえる場所に置いておくこと。

16. 帆走会の成立

- 16.1. トップ艇のフィニッシュをもって、帆走会は成立する。
- 16.2. タイムリミット内に1艇もフィニッシュしない場合には、帆走会はノーレースとする。
(RRS 35の変更)

17. 本部船及びマークボート

17.1. 本部船とマークボートの正式な艇名と連絡先は艇長会議時に連絡する。

18. 帆走会中止

18.1. 保田ミーティング（保田MT）中止については、2日前の木曜日にTYC HPで通知する。

18.2. 保田ミーティング中止の場合、本帆走会も中止とする。

18.3. 当日の海況によって、途中で保田ミーティングを中止する場合は、極力参加艇へ連絡を行うようにするが、連絡が付きなかったことは抗議の対象とならない。参加する・しないは各艇の判断で行う。

19. リタイア

19.1. 出艇申告をしたがスタートしない艇、リタイアする艇は、基本的に本部船に対してその意志を連絡しその伝達を確認すること。

無線に依る場合は、国際VHF若しくは携帯電話によるものとし、必ず受信応答を受けること。また、無線による連絡手段を持たない艇で、かつ本部船付近までの航行が困難な艇においては、帰港後、陸上帆走会本部に対して速やかにその旨を連絡すること。

20. 帰着申告

20.1. 帆走会参加艇は、ハーバーに帰港後直ちにクラス旗を陸上帆走会本部に対して返却する。この返却をもって帰着申告とする。

21. 抗議と救済の要求

21.1. 本帆走会では抗議・救済の要求は認めない。

(RRS 61の変更)

22. 得点の計算方法

22.1. 帆走会の順位は浦安沖フィニッシュの順位とする

22.2. 帆走会の順位はクラスと関係なく総合順位のみとする

23. 帆走会本部 及び 緊急連絡先

海上本部 スタート海面 080-1391-5877 (レース担当本部船)
(国際VHF) 艇長会議時にchを決定

陸上本部及びフィニッシュ艇 080-8082-0787

東京海上保安部 03-5564-4999

千葉海上保安部緊急 043-242-4999

海上緊急通報 118

東京夢の島マリーナ 03-5569-2710

24. 帆走会本部所在

24.1. 帆走会前日 (土) 保田漁港 又は 本部船

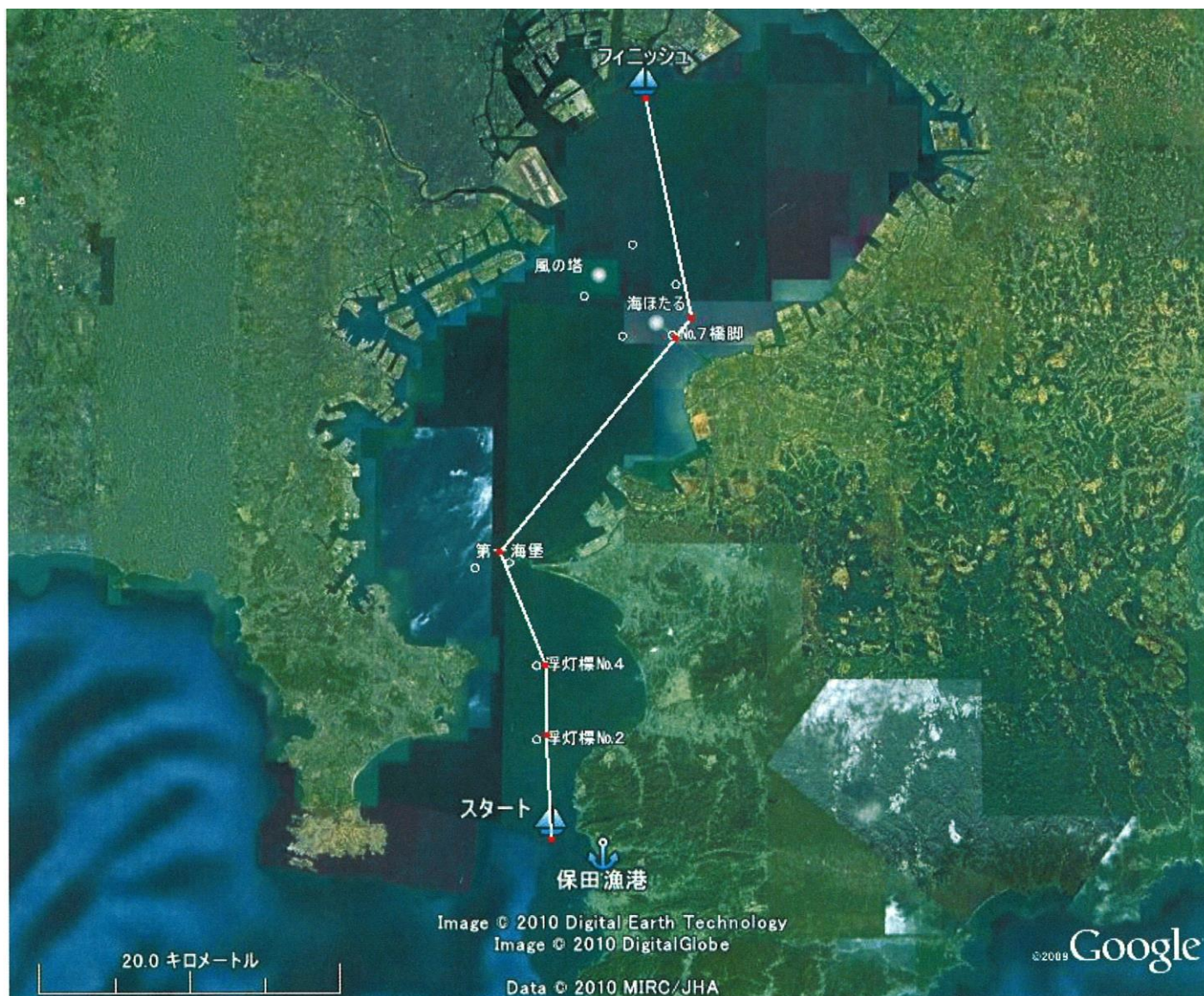
24.2. 帆走会当日 (日) 陸上本部(夢の島マリーナ内) 又は 本部船

以 上

《参考付図》

1. 帆走会コース

(コース約30マイル)

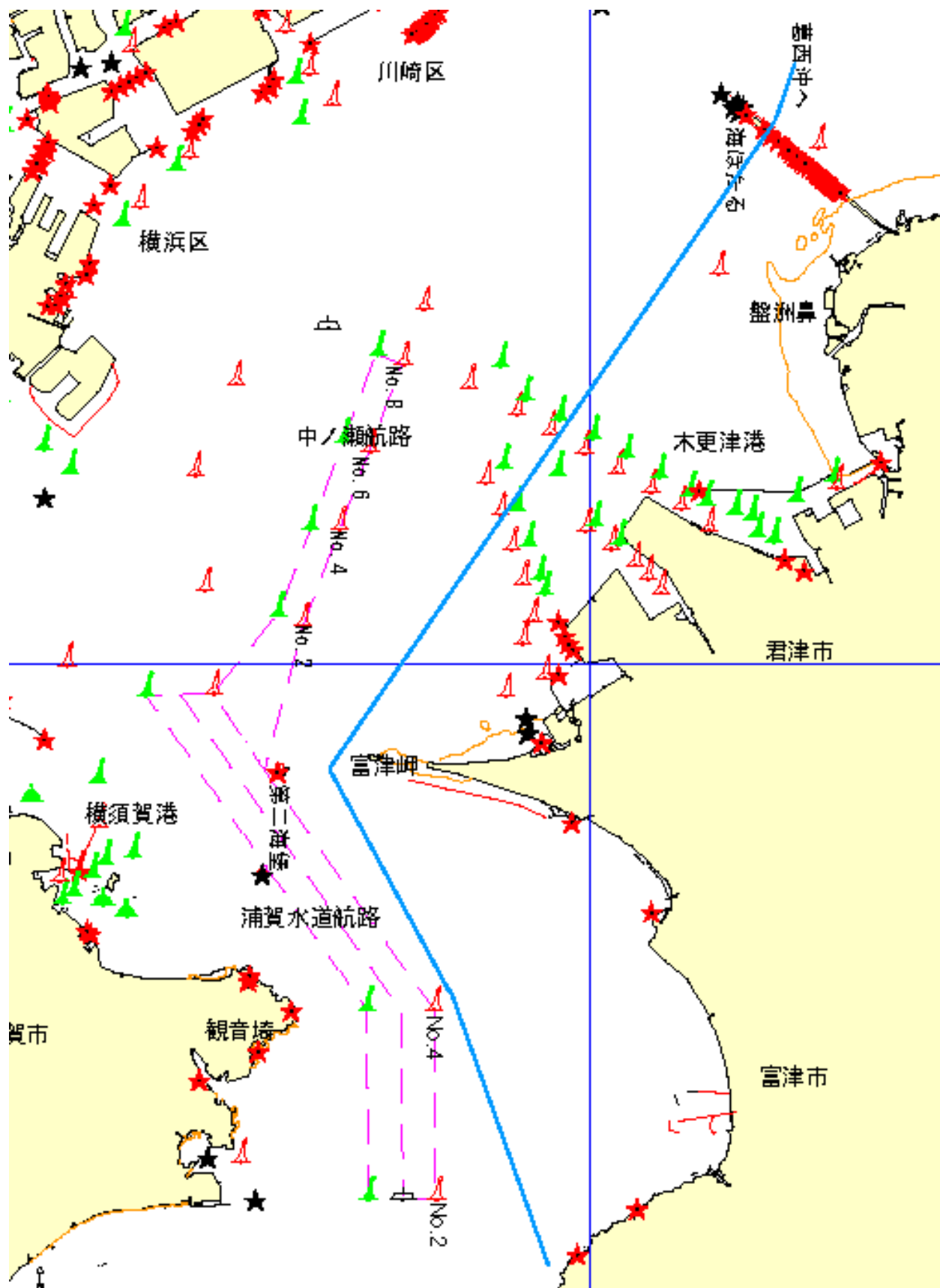


【浦賀水道航路及び中ノ瀬航路の位置】 (おおよその座標と航路略図参照)

浦賀水道航路	浮灯標No.2	(E139° 47' 23.0" N35° 12' 31.8")
浦賀水道航路	浮灯標No.4	(E139° 47' 21.0" N35° 15' 10.6")
中ノ瀬航路	浮灯標No.2	(E139° 45' 06.7" N35° 20' 32.4")
中ノ瀬航路	浮灯標No.4	(E139° 45' 44.1" N35° 21' 52.8")
中ノ瀬航路	浮灯標No.6	(E139° 46' 15.3" N35° 22' 57.9")
中ノ瀬航路	浮灯標No.8	(E139° 46' 49.4" N35° 24' 10.6")

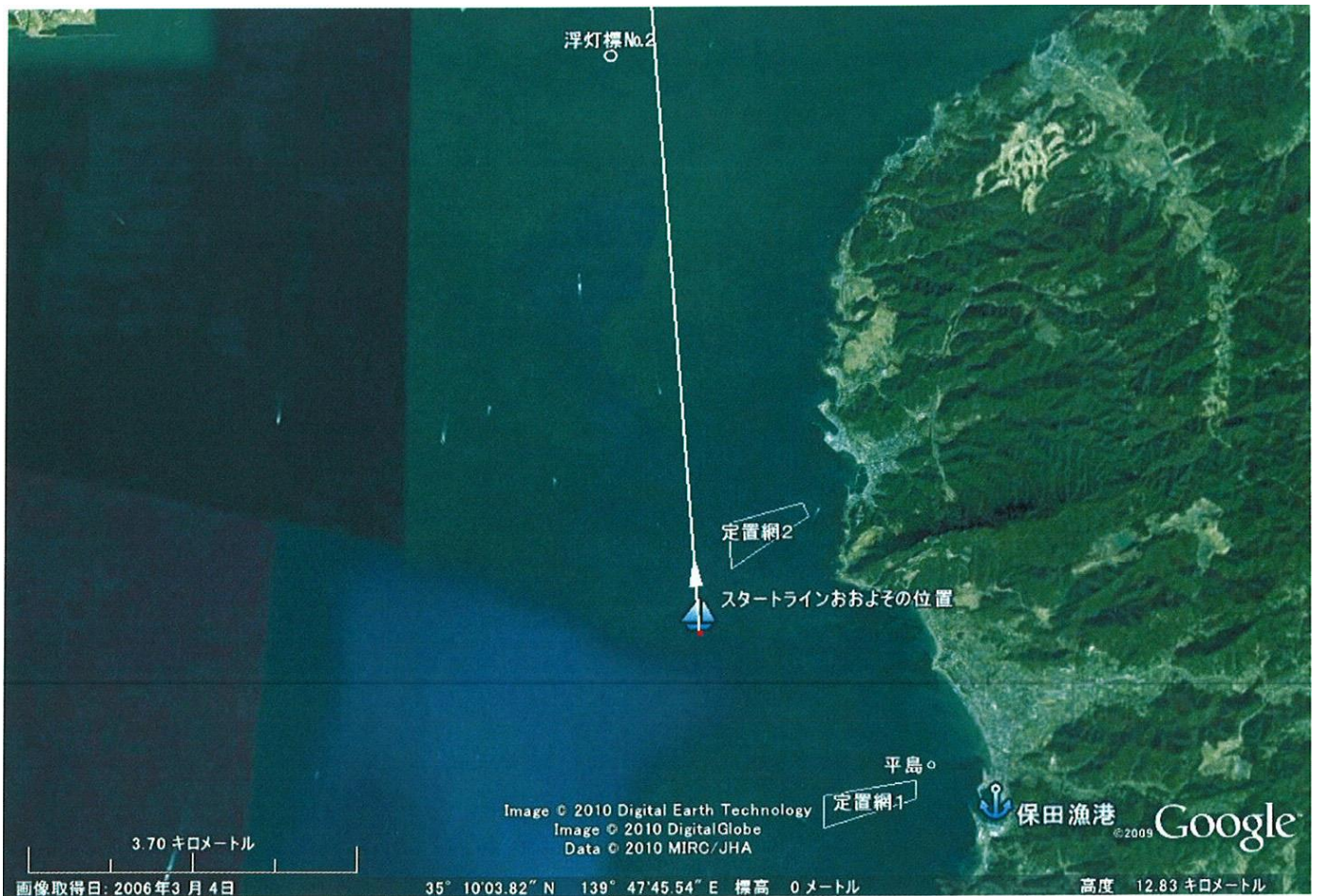
スタートから第一海堡まで潮流の影響が大きいので注意すること。

潮流の影響に十分配慮し浦賀水道航路および、中ノ瀬航路への進入や航行は絶対に行わないようにする。



2. スタートラインおおよその位置

スタートラインおおよその位置は、保田漁港から北西約2マイル沖合近辺を予定。尚、定置網2とその東側沿岸の間は航行禁止とする。



3. 注意事項

アクアライ橋脚への接近前と通過後は本船や他の船舶と接近する可能性が高いので十分注意すること。

下図の赤枠内航行禁止区域は東京湾アクアライン東水路を含む海域とし、アクアラインに対して南西側は約 1 マイル、および北東側約 2 マイルを航行禁止区域とする。

アクアライン橋脚No.7 とNo.8の間を通過したあと直ぐに北西方向に進路をとらず約 2 マイルは北東方向（京葉シーバース）に進路をとり赤枠内航行禁止への進入・帆走をしないようにすること。

海ほたる周辺のコース図



浦安沖灯標
 フィニッシュラインのおおよその位置
 N 35° 36.27'
 E139° 53.67'

東京灯標

東京沖灯浮標

京葉シーバース

風の塔[川崎人工島]

赤松内航行禁止区域

海ほたる[木更津人工島]

海ほたるフィニッシュライン
 のおおよその位置

注1) 以下の(A)②(B)③(C)④(D)⑤を結ぶ枠内を航行禁止区域とする。

(A)	N 35° 27.20'	E139° 51.50'
(B)	N 35° 28.17'	E139° 52.00'
(C)	N 35° 29.55'	E139° 53.81'
(D)	N 35° 28.17'	E139° 52.00'
(E)	N 35° 28.65'	E139° 49.37'



※記載内容は世界測地系に準ずる